

日韓会談文書公開運動から見えてきたもの

日韓会談文書・全面公開を求める会 共同代表 吉澤文寿

1. 2次開示決定文書の内容

2006年4月27日に公開されたこの文書の殆どは、1960年～1965年当時の韓国における新聞、雑誌、演説文などを翻訳したもので、外務省が、日韓会談に対する韓国における言論状況を把握するために作成された資料です。

新しい発見というのは出てこないのではないかと考えていましたが、全体を読んだ結果、僅かではありますが見えてきたものがありました。

昭和40年4月3日、日韓会談に対する韓国紙社説で、漁業と在日韓国人の法的地位、請求権問題の合意内容に仮調印をした、それに対する韓国の新聞論評をアジア局北東アジア課が翻訳したものです。目次1は朝鮮日報、2は京郷新聞、3は韓国日報というようになっています。（*添付資料1）

当会のホームページのインデックス「日本公開の日韓会談文書」の中に第2次公開文書として掲載されているのを見ますと「韓国外務部のみた日韓会談の経緯と問題点」韓国日報の「日韓予備会談の準備は充分か」「北朝鮮帰還問題に対する韓国側論調」といったようなタイトルが並んでいます。

これらの文書は北東アジア課が翻訳して、韓国の言論状況を省内で共有するという目的で、外務省の各課に回したのではないかと思います。従って、これらは既に韓国で公開された資料を翻訳しているというものです。

このファイルの量は非常に膨大で、時期的にみると、最初のファイルは1960年で、1965年まで続きます。これはちょうど日韓会談が動いていく時の韓国の言論状況の一端を知るという目的に限定すると、一読する価値はあると思います。

韓国言論の関心

基本関係～2条、韓国併合以前に結ばれた条約を「もはや無効」という意味の確認で「もはや」というのは65年時点では無効だけれども、1910年当初から無効なのか、45年を過ぎてから無効なのかというのが曖昧なのですね。そのあたりについては、韓国言論は厳しく見ていまして、韓国の主張が通っていないのではないかと分析する記事が多いですね。

基本関係～3条、韓国政府は唯一合法政府だと規定したものについては、国連決議の193号、195号の規定によりという文言があって、これは当時の分断された状況で、国連の監視下で選挙が行なわれた地域で成立した政府だと規定しているわけですね。当時の韓国政府は、朝鮮半島全域を国土とするという内容ではない、南朝鮮における合法政府というふうには受け取れるわけです。

韓国政府は朝鮮半島全体の唯一合法政府と主張したけれども、北に政府があっても、日本は南だけを認めたということです。そうした問題に対しては、やはり韓国言論は厳しいですね。朝鮮半島全域の中で、唯一合法政府だと認めるべきだというのが主流です。

請求権・経済協力「請求権資金」の内容、有償3億、無償2億、民間借款を含めて、それがどのように使われるお金なのかということを論じています。

それからもう一つは「名目」という問題、日本が韓国に支払う金はどういう名目なのかと言う問題、請求権として支払っている金なのか、単なる経済協力なのか、そうしたことについて各紙が分析しています。大方の論調としては、請求権資金といっても結局は、自分たちが正当に主張する賠償請求権では無いのではないか、という論調が主流です。

「反省のない日本と請求権」、これは目次2番、京郷新聞の「われわれは将来を憂う」の一部です。一端を紹介するということで参考にしました。（*添付資料2）

『日韓会談においてまず先行条件となるのは日本側の反省である。ところがわれわれはまだ日本にいささかの反省や悔悟・謝罪の気配を見出すことはできない。日本が韓国を併合したのは日本が武力をもって韓国をその意思に反して無理に屈服させた強盗的な不法行為であるにもかかわらず、日本はいまでも自分らのその行為を厚顔無恥にも正当視している・日本人の識者層でもことあるごとに日韓併合は韓国の近代化を助けたと発言し、当然のこのように思っている。また去る2月仮調印された日韓基本条約案においても、かろうじて旧条約の無効を確認するに留まっており、われわれにはこれがまず不満であった。

日本が過去を反省するならば、日本は過去の韓国侵略の不法性までも率直に是認すべきであるにもかかわらず、これには一言半句も言及しないで、ただすでに無効となった旧条約の無効確認をただけで過去を曖昧にしている。これは日本が韓国に対してまだ野心と高姿勢を捨てないでいる証拠ではないか。日本人の反省のない高姿勢は今度の請求権問題にもはっきり現れている。

日本の不法な韓国侵略のため、わが韓国が受けた損害は、口で数えあげられるものではない。近代化を阻止され、政治、経済、文化が落伍し、人権はふみにじられ、韓国人は人なみの待遇をされず、民族の魂は抹殺されて劣等人種視され、祖国光復の大義を叫んだ先烈がいかに多く犠牲にされたかは日本人自身がよく知っていることである。

今日、韓国が政治的に混乱し、経済的に貧困、文化的に幼稚な後進国の段階に留まっているのも、これまた日本の植民地政策によるものであることは、火を見るより明らかではないか。

日本のこのような不法行為に対して、わが韓国がその損害の賠償を受ける正当な権利があることはだれも否認できない。日韓間の国交が正常化されるためには、少なくとも日本側が自己の侵略行為の不法性を認め、韓国の被害を賠償することを必須の前提とすべきである。

そうしてこそ、はじめてわれわれは日本が過去を反省し、われわれの善隣友邦として再出発しようとする誠意を持つことを知り得るのである。

ところが今回調印された内容をみると、対韓請求権問題について、日本は無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款3億ドルを韓国に供与するとなっている。そればかりでなく、日本側はそれすらもかれらが当然支払うべき「請求権」であるとは考えず、支払わなくてもいいものを援助の意味で支払う「経済協力」と考えているというのだから、ただ唾然とするだけである。

われわれは日本の侵略行為で少なからぬ被害を受けたのであるから、日本からその被害の賠償を受ける正当な権利があるにも拘わらず、妥結された金額はわれわれの被害額に比べ九牛の一毛のようなもので、その少額の金額すらも日本はいかにも韓国に大きな恩恵をほどこしているかのように考えている。一体なぜわれわれは正当な権利を持ちながらその権利を堂々と行使できず、まるで物乞いでもするかのような印象を与えるのか。

請求権はわが民族の「血の代価」であり、決して「協調」といった卑屈な名で呼ばれる恩恵ではない。われわれは請求権の要請に不満を表示する。』

となっています。これは、請求権の問題がお金の問題になってしまい、これは補償の問題であるにもかかわらず経済協力になっていて、本来正当な権利としてお金を貰う側が物乞いのように感じると感じる、これが65年、日韓会談が妥結する直前の韓国側の世論でした。

漁業～「平和線」の存廃についても韓国では大きな問題でした。日本ではあの海域に入った漁船が拿捕されるという問題が大きく取上げられていたのですが、韓国の記事を見ると、朝鮮半島近海での漁業についてレポートされているのですね。こうしたことはなかなか日本には伝わらなかったと思います。近海で漁業している人たちは零細な漁民が多いのですが、韓国人たちが漁業をする場所に、平和線を越えて日本の漁船が入ってくる。その時は海上警備艇と一緒に入って来る、だから韓国側は取り締まろうと思っても取り締まれない。日本の漁船は海上警備隊に取り囲まれるようにして漁業をしていたわけです。こういうことは日本には伝えられていませんでした。

「在日韓国人」法的地位 永住権などの生活保障、朝鮮総連の問題に関して「二つの韓国」になりはしないかということ、帰還、帰国運動に関しては一貫して韓国の言論は厳しく批判しています。

一通り読んで纏めると、基本的に韓国の言論は日本に対して植民地支配責任を認めさせるということと、韓国政府の朝鮮半島における唯一正当性を認めることなどが主張の中心で、それらの主張を曖昧にして条約を締結しようとする朴正熙政権を「低姿勢」「屈辱」外交として批判しています。

韓国言論が取り上げていないこと

現在と大きく異なる点は、被害者の現状、被害者の権利回復についての論評が無い。民間補償要求運動については太田修氏の『日韓交渉 請求権問題の研究』クレイン、2003年、298～317頁）に書かれているように、被害者の運動はありました。被害者団体による韓国国会への陳情などで、もしかしたら外務省はそういった論評を取上げず、無視したのかもしれませんが。そういうことがこのリストを見て傍証されるのかと思いました。

被害者の問題は、韓国の中でも難しい問題で、例えば軍人軍属として戦争に加担させられた人たちが、いわゆる親日派と言われていた時期もありましたし、ましてや慰安婦として名乗りを上げることもできず、日の目を見なかったというように、韓国社会に問題があったということもいえるのですけれども、そういうことを作った元々は、日本の植民地支配なのです。日本の植民地支配が無ければ、韓国社会における問題もなかったわけで、そ

ういうところがやはり欠落している。やはり韓国の言論から見えてこないというのは外務省が無視していたことなのかと思う。強いて言えば、これらのことが、第2次開示文書から見えてきたものかとも考えます。

その他異質な資料…

NO.16の国会提出資料 日韓協定および書協定調印に関する北朝鮮の反響

1. 日韓基本関係条約イニシャルに対する「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明（2月25日）」
 2. 日韓所協定要綱イニシャルに対する「朝鮮民主主義人民共和国外務省スポークスマン声明（4月5日）」
 3. 「朝鮮民主主義人民共和国声明」（6月23日）」
 4. 「労働新聞社説」（8月16日付）」
- これらからは、当時の共和国がどのような論評をしたかということの一端を覗うことができます。

20番 これは対日政策強硬ということで民主新報の釜山発行 中立 3月19日付号所載記事翻訳で、50年代の資料です。

21番 韓日間の国交調整に双方が協議すべき点、世界新報7月24日付社説、これは、1952年で、第1次会談が決裂したあとの日韓関係をどう調整するかという記事。

23番 秘密指定解除「極秘 ■■■■より送付越した資料」（1965年10月4日）(資料3)

「日韓会談をめぐるソ連の動向について」として、日韓会談に対して、ソ連は折にふれてこれを「東北アジア軍事ブロックを企図したものであること」「朝鮮の分裂を固定化するものであること」などの理由をあげて非難攻撃していますが、その矛先は主としてアメリカがこれを押しすすめているとしてこれを攻撃して■■■■■1、対日論調等 日韓会談については、昨年12月の第7次交渉以来交渉開始時、京城（2.22）および、東京（4.23）における仮調印時、東京における正式調印（6.22）時および韓国国会批准時、あるいは北鮮関係の行事等に関連してプラウダ、イズベスチャ、モスクワ放送などで論説、論評して、非難攻撃をしています。その状況を見ると、

- (1) ソ連政府の見解としては（7月3日タス通信が権限を与えられたと主張している）。6月23日付の北鮮政府声明を支持すると述べているだけで具体的な形での態度は表明していない。
- (2) 日韓会談を推進しているのは、アメリカであり、東北軍事ブロック（NEATO体制）を企画していると専らアメリカに対する強い攻撃が向けられており■■■■■
- (4) 朝鮮動乱15周年（6.25）およびソ連・朝友好援助条約4周年（7・6）の際の論調あるいはシェレーピンの訪鮮中の演説（8.14）など北鮮あてとみられるものの中では、日韓会談にふれられている部分は極く小部分に過ぎない。■■■■■

以下2頁不開示

この下にソ連の論調が表にしてあります。

24番 70年代の論評でなぜここに入っているかよく判らないのですが

25番 「韓国の対日態度判断資料」は、かなり古くて、多分日韓会談予備交渉が始まる直前の資料かと思われます。韓国の対日国民感情はどういうものかというのですが、韓国がサンフランシスコ講和条約にどういう条件で参加しようとしているかという話が出ているので、日韓会談の前だということになると思われます。

例えば条約参加の権利という項目があって、韓国政府は中米大使を通じてダレス顧問に対日講和条約に対する韓国政府の所信を伝えたとあります。

『(1) 講和条約調印参加、(2) 朝鮮における日本財産(帰属財産)の完全に放棄を条約中に規定すること、(3) 日本漁船のマッカーサーラインの進出を制限すること

(4) 独島、パラン島の韓国領有を認めることの4項を申し入れたが、この点に関し当時韓国政府、国会及び要人の行なった発言を総合要約すれば次の通りである』

先ほど言いましたように、16番の「北朝鮮の反響」の中には、朝鮮民主主義人民共和国は、日本に対する賠償請求権をはっきり持っているということを改めて主張するという内容ですが、今後、日朝交渉を考える上で、当時、日韓会談の時にどう主張したかを考える上では参考になる資料です。

2. 運動から見えてきたもの

- 『第4次会談本会談会議録』を巡っては、2006年8月に開示されましたが、われわれは「黒塗り」の根拠としての、国益を損なう「おそれ」という根拠は薄弱であると批判したわけですが、外務省は開示すると言うことで逃げてしまったのですが、外務省が何故「黒塗り」にしているかということについて明らかにしていきたい。また、残りの文書は、来年5月に沢山出るのではないかとこのように思っています。

外務省が今まで、公開すると国交関係が乱れる恐れがあるとか、日朝交渉に響くとか、国益を損なうとかいったことは、実は根拠が無いのではないかと、「黒塗り」公開、一部非公開(部分公開)しても批判されるということが明らかになってきた、というのが、今まで運動をしてきた効果だといえるのではないかと思います。

- 外務省による20回目の外交文書公開(2007年8月30日付)で、「外交文書公開を扱う外交記録審査室は日韓会談文書を公開の目玉としていたが、日朝交渉を担当する北東アジア課が反対したため、実現せず」と朝日新聞は書いています。

裁判において、外務省は膨大な資料の整理に膨大な時間がかかると言っていますが、日韓会談文書はある程度整理されているので開示できるわけですから、公開しないのはどういうわけかということは問題で、裁判の中で明らかにしていくことが必要だと思います。

- 日韓会談文書公開がもたらすもの

1. 日韓会談の問題性が明確になり、そのことによって請求権協定の再検討、または、日本国会における被害者救済のための追加立法への端緒になると思います。
2. 日朝交渉、そして将来の日朝関係における「過去の清算」を考える基盤ができる。
3. 不条理な理由による情報不開示の実態が明らかになることで、開かれた情報社会づくりに貢献できると考えます。

(記録 小竹)

(※添付資料1)

⑤

昭和40年4月15日
資料 / 2

日韓会談に対する韓国紙社説
{ 漁業、在日韓国人の法的地位および請
求権問題のイニシアルを中心として }

アジア局北東アジア課

目 次

1. 日韓両国間の正常化に対するわれわれの憂
慮（4月4日付朝鮮日報）・・・・・・・・・・ 1
2. われわれは将来を憂う
—拙速と低姿勢でなされた日韓会談の仮調印
をみて—（4月5日付京郷新聞）・・・・・・・・ 6
3. 妥結後を見守る理性
—日韓ノ4年懸案の仮調印をみて—
（4月4日付韓国日報）・・・・・・・・・・ 24

(2) 反省のない日本と請求権

日韓会談においてまず先行条件となるのは日本側の反省である。ところがわれわれはまだ日本にいささかの反省や悔悟・謝罪の気配を見出すことはできない。日本が韓国を併合したのは日本が武力をもって韓国をその意思に反して無理に屈伏させた強盗的な不法行為であるにもかかわらず、日本はいまでも自分らのその行為を厚顔無恥にも正当視している。日本人の識者層でも、とあるごとに日韓併合は韓国の近代化を助けたと発言し、当然のことのように思っている。また去る2月仮調印された日韓基本条約案においても、かろうじて旧条約の無効を確認するに留まっております。われわれにはこれがまず不満であつた。

日本が過去を反省するならば、日本は過去の韓国侵略の不法性までも率直に是認すべきであるにもかかわらず、これには一言

半句も言及しないで、ただすでに無効となつた旧条約の無効確認をしただけで過去を曖昧にしてしまつている。これは日本が韓国に対しまだ野心と高姿勢を捨てないでいる証拠ではないか。日本人の反省のない高姿勢は今度の請求権問題にもはつきり現われている。

日本の不法な韓国侵略のため、わが韓国が受けた損害は、口で数えあげられるものではない。近代化を阻止され、政治、経済、文化が落^伍し、人権はふみにじられ、韓国人は人なみの待遇をされず、民族の魂は抹殺されて劣等人種視され、祖国光復の大義を叫んだ先烈がいかにも多く犠牲にされたかは日本人自身がよく知つてのことである。

今日、韓国が政治的に混乱し、経済的に貧困、文化的に幼稚な後進国の段階に留つているのも、これまた日本の植民地政策によるものであることは、火を見るより明ら

かではないか。

日本のこのような不法行為に対して、わが韓国がその損害の賠償を受ける正当な権利があることはだれも否認できない。日韓間の国交が正常化されるためには、少なくとも日本側が自己の侵略行為の不法性を認め、韓国の被害を賠償することを必須の前提とすべきである。

そうしてこそ、はじめてわれわれは日本が過去を反省し、われわれの善隣友邦として再出発しようとする誠意を持つことを知り得るのである。

ところが今回仮調印された内容をみると、対韓請求権問題について、日本は無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款3億ドルを韓国に供与するとなつている。そればかりでなく、日本側はそれすらもかれらが当然支払うべき「請求権」であるとは考えず、支払わなくてもいいものを援助の意味で支

払う「経済協力」と考えているというのだから、ただ啞然とするだけである。

われわれは日本の侵略行為で少なからぬ被害を受けたのであるから、日本からその被害の賠償を受ける正当な権利があるにも拘らず、妥結された金額はわれわれの被害額に比べ九牛の一毛のようなもので、その少額の金額すらも日本はいかにも韓国に大きな恩恵をほどこしているかのように考えている。一体なぜわれわれは正当な権利を持ちながらその権利を堂々と行使できず、まるで物乞いでもするかのような印象を与えるのか。

請求権はわが民族の「血の代価」であり、決して「協調」といつた卑屈な名で呼ばれる恩恵ではない。われわれは請求権の要綱に明白な不満を表示する。

A' 1.2.1.6

欧亜局長

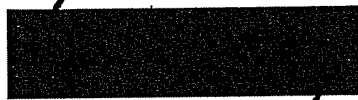
東欧課長

参事官

Handwritten arrows pointing downwards and to the right.

Handwritten signature or mark.

極 秘



より送付越した

資料

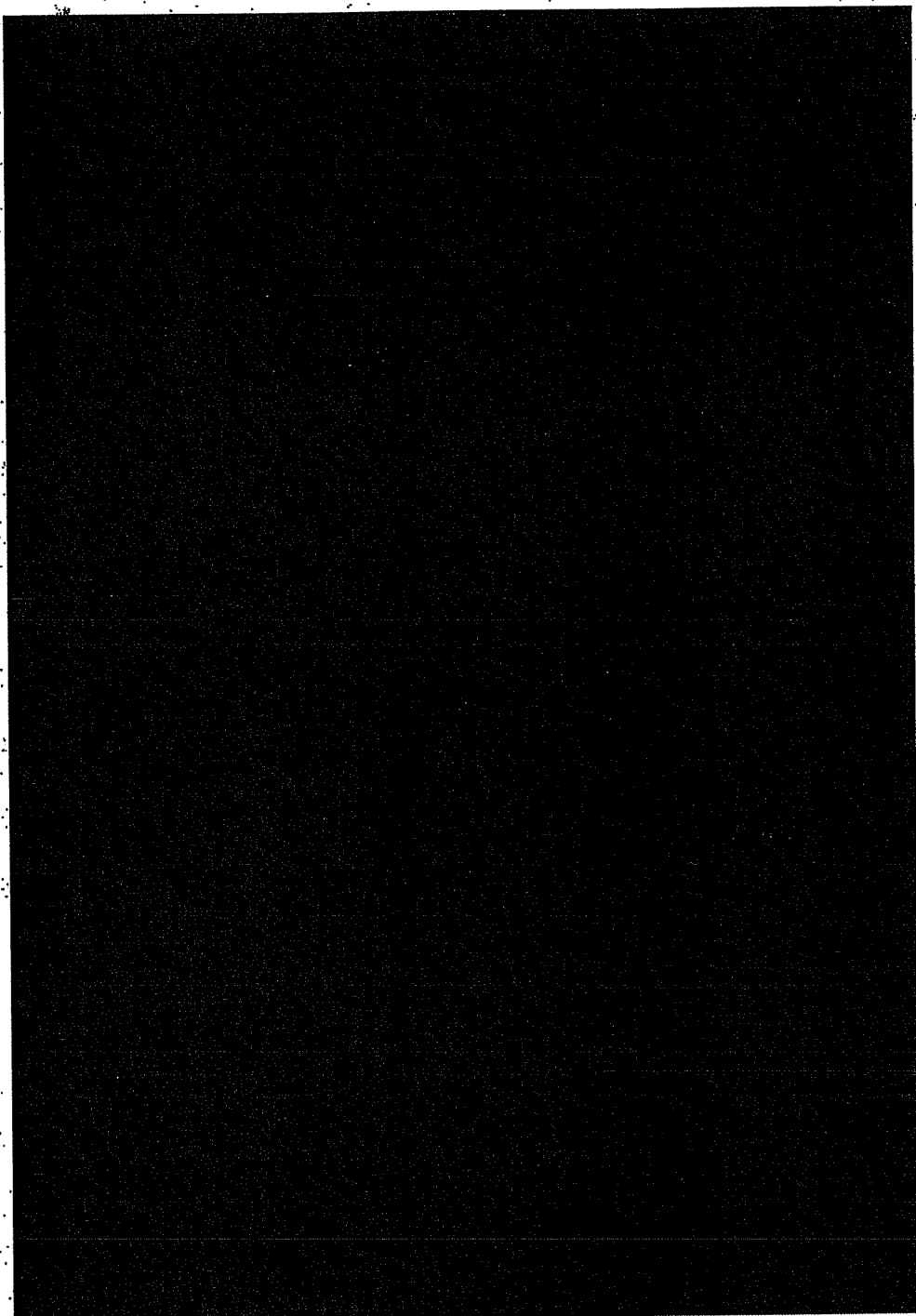
東 欧 課 長

Handwritten signature



1606

左の



取扱注意

40. 10. 4

情報(03)乙一ロ

日韓会談をめぐるソ連の動向について

日韓会談に対して、ソ連は折にふれてこれを「東北アジア
軍事ブロックを企図したものであること」「朝鮮の分裂を固
定化するものであること」などの理由をあげて非難攻撃して
いるが、その矛先は主としてアメリカがこれを推しすすめて
いるとしてこれを攻撃して

対日論調等

日韓会談については、昨年12月の第7次交渉以来交渉
開始時、京城(2.22)および東京(4.23)における仮

調印時、東京における正式調印（6.22）時および韓国
国会批准（8.14）時あるいは北鮮関係の行事等に関連し
てブラウダ、イズベスチヤ、モスクワ放送などで論説、論評し
て、非難攻撃をしているが、その状況を見ると

(1) ソ連政府の見解としては（7月3日タス通信が権限を
与えられたと発表している）、6月23日付の北鮮政府
声明を支持すると述べているだけで具体的な形での態度
の表明はしていない。

(2) 日韓会談を推進しているのは、アメリカであり、東北
アジア軍事ブロック（NEATO体制）を企図している
と専らアメリカに対する強い攻撃が向けられており、

(4) 朝鮮動乱15周年（6.25）およびソ・朝友好援助条約
4周年（7.6）の際の論調あるいはシエレーピンの訪鮮
中の演説（8.14）など北鮮あてと見られるものの中で
は、日韓会談にふれられている部分は極く小部分に過ぎ